

平成28年12月19日

第7回倉吉市議会定例会議案（追加）

倉吉市



目 次

議案第105号	平成28年度倉吉市一般会計補正予算(第8号)	_____	} 別冊
議案第106号	平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	_____	
議案第107号	平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	_____	
議案第108号	平成28年度倉吉市水道事業会計補正予算(第2号)	_____	別冊
議案第109号	特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	.....	1
議案第110号	倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部改正について	.....	4



議案第109号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月19日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の152.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第3条 略

2 略

3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額 $100$ 分の $140$ に相当する額に、6月に支給する場合において $100$ 分の $152.5$ 、12月に支給する場合において $100$ 分の $172.5$ を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2 略

3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額 $100$ 分の $140$ に相当する額に、6月に支給する場合において $100$ 分の $132.5$ 、12月に支給する場合において $100$ 分の $167.5$ を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項及び第3条第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第2条第3項及び第3条第3項の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の条例第2条第3項及び第3条第3項の規定による期末手当の内払とみなす。





議案第110号

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月19日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額を、<u>186,900円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額を、<u>6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90(特定管理職員にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の110)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額を、<u>186,500円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額を、<u>100分の80(特定管理職員にあっては、100分の100)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）についてはそれぞれ6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を</u></p>

<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p>	<p>除く。）  <u>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u>  2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p>
<p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>	<p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>
<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>  (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p>	

<p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u>（特定管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

第3条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700

3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		

85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						



(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) <u>満60歳</u>以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) <u>60歳</u>以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例(以下「第1条等改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条等改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年倉吉市条例第5号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条等改正後給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、

同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至

った場合を除く。）」とあるのは（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）と、同条第3項中「次の各号

のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

